

～快適性・生産性向上のための基盤強化事業補助金のご案内～

I どんな補助制度なのか？

事業者（個人、法人を問いません）が“ウィズコロナ”、“アフターコロナ”を見据えた事業展開の実現を図るため、労働環境の改善による企業の生産性向上等のために必要な費用を、**最大50万円まで補助**します。

対象者：町内に事業所を有する事業者等

公共交通事業者、社会福祉施設事業者（高齢者施設、障がい者施設、子育て支援施設）、薬局を含む医療機関、商工農業者など

（ただし農林漁業者のうち、常時従業員が20名以下の事業者を除く。）

⇒ **幅広い分野の皆様にご活用いただける制度となっています！**

※1 令和2年4月1日～12月28日までに実施した取組みが対象。

⇒ **既に実施済の取組みも、遡及適用！**

※2 事業の総額が10万円未満のものは、対象外。

II 対象となる事業は？（◆は事業例）

① テレワークの実施

- ◆ テレワーク実施のためのパソコンやタブレットなどの端末導入やインターネット環境整備に掛かる費用
- ◆ テレワークに対応した勤務体制管理のためのシステム改修費

② 啓発および広告

- ◆ 感染症対策の協力を呼び掛けるアナウンスやポスター作製費
- ◆ 感染症対策を徹底したうえで営業していることを周知するための広告費やホームページの更新費

③ 3密防止など、職場内の安全確保

- ◆ 3密防止のため、事業所内のレイアウト変更や換気設備改修、業務に使用する車両を導入・改修・改造するのに掛かる費用

④ 新たな販路の拡大

- ◆ ネットショッピング出店費
- ◆ キャッシュレス決済導入費や手数料

⑤ 職場の意識改善や経営改革

- ◆ リモート会議の実施などに関する専門業者への相談費
- ◆ 感染症流行下での企業運営の実現に向けた経営コンサルタントへの相談費

⑥ その他、事業の趣旨に合致する取り組み

【注意点】

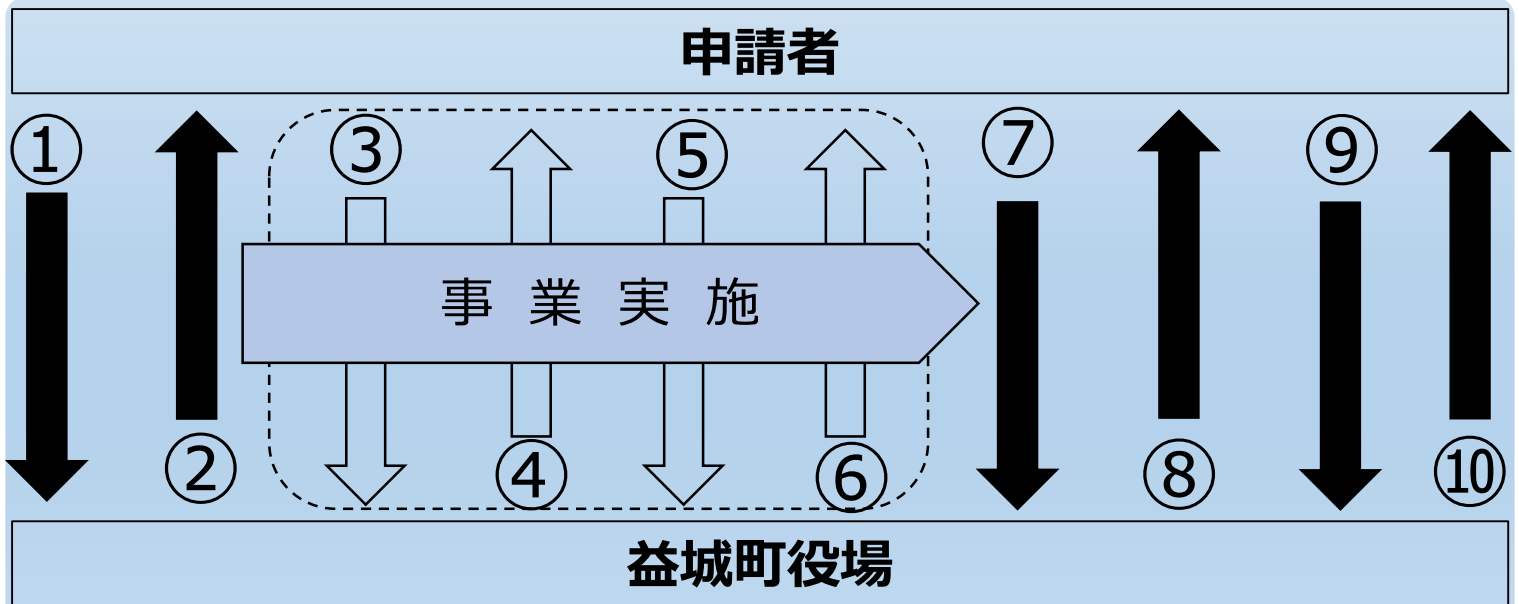
※1 同じ事業に、国や県等の他の助成制度を併用することはできません。

※2 以下のものは、補助の対象外となります。

- (1) マスクや消毒液等の消耗品単体の購入費
- (2) 人件費及び土地の購入費
- (3) 公租公課（消費税及び地方消費税を含む）

※裏面に続く※

Ⅲ 必要な手続きは？



① 申請【期限：令和2年11月30日】 ※ 感染症対策のため、郵送での申請を基本とします。

- 提出物 ● 第1号様式、第2号様式、第3号様式
※ 様式は、「益城町快適性・生産性向上のための基盤強化事業補助金交付要綱」に定めるもの。以下同じ。
- 法人の場合：法人登記簿謄本、定款、規約、規則等の写し
 - 個人の場合：身分証明書及び町内で事業を営んでいることが確認できる書類（所得税の確定申告書等）の写し

② 交付決定通知 申請内容を確認のうえ適正と認められれば、第4号様式により交付決定通知。

③ 計画変更等承認申請

提出した計画から変更等が生じた場合、第6号様式により申請。

④ 計画変更等承認通知

変更内容が適当と認められれば、第7号様式により交付決定を通知。

⑤ 補助金概算払請求書

第13号様式により概算払の請求(交付決定額の10分の8が上限)が可能。

⑥ 補助金概算払の実施

必要と認められる場合、補助金の概算払を実施。

★ ③～⑥は必要な場合のみ実施。

⑦ 実績報告【期限：令和2年12月28日】

- 提出物 ● 第8号様式、第9号様式、第10号様式
- 支出を証する領収書等の写し
 - 事業を実施したことが分かる写真又は議事録 等

⑧ 交付確定通知 報告内容を確認のうえ適正と認められれば、第11号様式により交付確定通知。

⑨ 補助金請求

- 提出物 ● 第12号様式

⑩ 補助金支払

☆ 様式は町のHPからダウンロードすることができます。

- パソコン … 町HPの“サイト内検索”にて、「基盤強化事業補助金」と検索！
(参考：URL ⇒ <https://www.town.mashiki.lg.jp/kiji0034098/index.html>)
- スマートフォン … 右記のQRコードから、アクセス！



本事業に関するお問い合わせ：益城町役場産業振興課 ☎096-286-3277
※ 感染症対策のため、なるべくお電話にてお問い合わせいただきますようお願いいたします。